○静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

平成19年3月20日
条例第32号

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例をここに公布する。

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

目次

第1章　総則(第1条―第7条)
第2章　産業廃棄物の適正な処理の確保
第1節　事業者の講ずべき措置(第8条―第11条)
第2節　県外産業廃棄物の搬入の事前協議(第12条―第16条)
第3節　産業廃棄物の処理状況の報告等(第17条)
第4節　土地所有者等の講ずべき措置(第18条・第19条)
第3章　産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前の手続等(第20条―第27条)
第4章　雑則(第28条―第33条)
第5章　罰則(第34条・第35条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、産業廃棄物の適正な処理に関し、県、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　産業廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(2)　産業廃棄物処理業者　法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。

(3)　土地所有者等　県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(4)　産業廃棄物の不適正な処理　法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。

(5)　産業廃棄物処理施設等　産業廃棄物処理施設(法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)その他規則で定める産業廃棄物の処理施設をいう。

(県の責務)

第3条　県は、法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令に基づく権限を的確に行使するとともに、産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2　県は、事業者等に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、市町その他の関係機関と密接に連携して、産業廃棄物の適正な処理の促進を図るものとする。

(事業者の責務)

第4条　事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2　事業者は、その子会社、下請事業者その他の関係事業者(以下「子会社等」という。)の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物が適正に処理されるようにするため、当該子会社等に対し、必要な助言、情報の提供その他の協力を行うよう努めなければならない。

(産業廃棄物処理業者の責務)

第5条　産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、当該処理について透明性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条　土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地(以下「所有地等」という。)において産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、当該所有地等を適正に管理するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条　県民は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めるとともに、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を県その他関係機関に通報するよう努めなければならない。

第2章　産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節　事業者の講ずべき措置

(産業廃棄物管理責任者)

第8条　事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、次に掲げる事項を管理させるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となって管理する事業場については、この限りでない。

(1)　法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令の規定の遵守に関する事項

(2)　その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を適正に処理するために必要な体制の整備に関する事項

2　事業者は、産業廃棄物管理責任者が前項各号に掲げる事項の管理を的確に実施できるようにするため、当該産業廃棄物管理責任者に必要な研修を受けさせるよう努めるとともに、当該管理の実施について必要な配慮をしなければならない。

(研修の指示)

第9条　知事は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、事業者のうち規則で定めるものに対し、産業廃棄物管理責任者に知事の行う研修を受けさせるよう指示することができる。

2　前項の規定による指示を受けた事業者は、正当な理由がない限り、当該指示に従わなければならない。

（実地確認）

第10条　事業者（法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。以下この条から第16条までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（同項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするとき（従前の委託の期間を更新して委託しようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。

2　事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者は、事業者が行う実地の確認に協力しなければならない。

（一部改正〔平成23年条例23号〕）

（産業廃棄物の不適正な処理に係る措置）

第11条　事業者は、前条の規定による委託に係る産業廃棄物について、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者に対する是正の指示その他の当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講ずるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。

2　知事は、前項に規定する場合において、事業者が同項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、当該必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第2節　県外産業廃棄物の搬入の事前協議

（事前協議）

第12条　その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場において生ずる産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を県内において処分するため自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量その他の規則で定める事項について、知事に協議しなければならない。

2　知事は、前項の規定による協議を受けたときは、当該協議を受けた日から30日以内に、規則で定めるところにより、当該協議を経た後の同項の規則で定める事項の内容について当該協議を行った事業者に通知するものとする。この場合において、当該通知には、生活環境の保全上の見地からの意見を付することができる。

（変更の協議等）

第13条　前条第1項の規定による協議を行った事業者は、同条第2項（次項において準用する場合を含む。第3項において同じ。）の規定による通知があった後に当該通知の内容の変更（次の各号に掲げる変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

(1)　事業者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項の変更

(2)　その他規則で定める軽微な変更

2　前条第2項の規定は、前項の規定による協議について準用する。

3　前条第1項の規定による協議を行った事業者は、同条第2項の規定による通知があった後に第1項第1号に掲げる変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（協議状況の確認）

第14条　産業廃棄物処分業者（法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。）、特別管理産業廃棄物処分業者（法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいう。）その他規則で定める者は、事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、第12条第1項又は前条第1項の規定による協議の状況を確認しなければならない。

（搬入状況の報告）

第15条　第12条第1項又は第13条第1項の規定による協議を行った事業者は、当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

（勧告）

第16条　知事は、第12条第1項に規定する事業者が、同項又は第13条第1項の規定による協議を行わずに県外産業廃棄物を県内において処分するため自ら又は他人に委託して県内に搬入したときは、当該事業者に対し、当該協議を行うことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　知事は、第12条第1項又は第13条第1項の規定による協議を行った県外産業廃棄物の搬入により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該搬入を行った事業者に対し、当該搬入を中止することその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第3節　産業廃棄物の処理状況の報告等

第17条　産業廃棄物処理業者（規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）は、規則で定めるところにより、受託した産業廃棄物の処理の状況について、知事に報告しなければならない。

2　知事は、前項の規定により報告された処理の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

3　知事は、産業廃棄物処理業者が第1項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者に対し、期限を定めて、当該報告をすべきことを勧告することができる。

第4節　土地所有者等の講ずべき措置

（所有地等の使用方法等の確認）

第18条　土地所有者等は、その所有地等を他人に使用させる場合であって、当該所有地等に産業廃棄物が搬入され、又は長期に保管されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行わ

れないようにするため、あらかじめその使用の方法を確認するとともに、定期的にその使用の状況を確認しなければならない。
（産業廃棄物の不適正な処理が行われた場合の措置）
第19条　土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章　産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前の手続等

（事業計画書の提出等）
第20条　産業廃棄物処理施設等の設置（現に産業廃棄物処理施設等に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに産業廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含む。第27条において同じ。）又は処理能力（当該産業廃棄物処理施設等が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量とする。以下この項において同じ。）の変更であって規則で定めるものその他の規則で定める変更（以下「設置等」という。）をしようとする者（以下「処理施設設置予定者等」という。）は、規則で定める時までに、規則で定めるところにより、当該設置等の事業に係る次の事項を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を知事に提出するとともに、次条、第23条第1項及び第2項並びに第24条に規定する手続を終えなければならない。
（1）　処理施設設置予定者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（2）　産業廃棄物処理施設等の種類
（3）　産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
（4）　産業廃棄物処理施設等の設置場所
（5）　産業廃棄物処理施設等の処理能力
（6）　生活環境の保全のための措置
（7）　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
2　知事は、前項の規定による事業計画書の提出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨その他規則で定める事項を公告するとともに、当該事業計画書を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供するものとする。
3　知事は、第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、その写しを関係市町（産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域として規則で定める地域（以下「関係地域」という。）を管轄する市又は町をいう。以下同じ。）の長に送付するものとする。
（説明会の開催等）
第21条　前条第1項の規定により事業計画書を提出した者（以下「事業計画書提出者」という。）は、規則で定めるところにより、関係地域内において、関係住民（関係地域内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該事業計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下単に「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。
2　事業計画書提出者は、前項の規定により説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、その開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
3　事業計画書提出者は、前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、説明会の開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。
4　事業計画書提出者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、その実施の状況について、速やかに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。
5　事業計画書提出者は、規則で定める理由により、第2項の規定により公告した説明会を開催することができない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業計画書提出者は、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、事業計画書の記載事項を関係住民に周知させなければならない。
（意見書の提出等）
第22条　事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、第20条第2項の公告の日から、同項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、当該意見を記載した意見書を知事に提出することができる。
2　知事は、前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書に記載された意見を取りまとめ、事業計画書提出者に送付するものとする。
（見解書の作成等）
第23条　事業計画書提出者は、前条第2項の規定による送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見について、その概要及び事業計画書提出者の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成しなければならない。
2　事業計画書提出者は、前項の規定により見解書を作成したときは、速やかに、当該見解書を知事に提出しなければならない。
3　知事は、前項の規定による見解書の提出があったときは、当該見解書を公表するものとする。
（事業計画書の記載事項の変更）
第24条　事業計画書提出者は、第20条第1項の規定により事業計画書を提出した時から同項の規則で定める時までの間に、事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。
2　第20条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、前項の規定による変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。
（事業計画の廃止）
第25条　事業計画書提出者は、第20条第1項の規定により事業計画書を提出した時から同項の規則で定める時までの間に、当該事業計画書に係る事業の計画を廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
2　知事は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより公告するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
（勧告）

第26条　知事は、処理施設設置予定者等が第20条第1項の規定(事業計画書の提出に係る部分に限る。)を遵守していないと認めるとき、又は事業計画書提出者が第21条(第24条第2項において準用する場合を含む。)、第23条第1項若しくは第2項(第24条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第24条第1項の規定を遵守していないと認めるときは、当該処理施設設置予定者等又は当該事業計画書提出者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　知事は、第20条第1項の規定による事業計画書の提出を行わずに産業廃棄物処理施設等の設置等をした者に対し、事業計画書を提出することその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(協定等の締結)

第27条　産業廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置をしようとする者は、関係市町の長又は関係住民から産業廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定等の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めなければならない。

第4章　雑則

(勧告等の公表)

第28条　知事は、第11条第2項、第16条、第17条第3項又は第26条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないとき、又は第17条第1項の規定による報告をする者が虚偽の報告をしたときは、その旨を公表することができる。

2　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例(平成7年静岡県条例第35号)第3章第3節の規定の例により、当該勧告を受けた者又は当該虚偽の報告をした者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

(命令等の公表)

第29条　知事は、法に基づく命令若しくは許可の取消し又は法若しくはこの条例の規定に違反したことを理由とする告発(以下「命令等」という。)を行ったときは、当該命令等の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

(報告の徴収)

第30条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物(以下「産業廃棄物等」という。)の収集、運搬若しくは処分を業とする者、産業廃棄物処理施設等の設置者、事業計画書提出者又は土地所有者等に対し、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分又は産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第31条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは産業廃棄物等の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物処理施設等の設置がされた土地若しくは建物若しくは産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地に立ち入り、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第32条　この条例の規定は、静岡市及び浜松市の区域には適用しない。

(委任)

第33条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章　罰則

第34条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)　第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2)　第31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第35条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附　則

1　この条例は、平成19年10月1日から施行する。

2　この条例の施行前に静岡県県外産業廃棄物の処理に関する指導要綱(平成2年静岡県告示第899号)の規定により行われた協議その他の行為は、この条例の相当規定により行われた協議その他の行為とみなす。

3　この条例の施行の際現に知事に対して法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可の申請がされている産業廃棄物処理施設の当該申請に係る設置等については、第20条から第26条までの規定は適用しない。

附　則(平成23年3月18日条例第23号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。